

京都市告示第391号

京都市里道管理条例第4条の規定に基づき、里道を次のように変更します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年11月5日

京都市長 門川 大作

(変更する里道)

整理番号	路線名	旧 新	起 終	点 点
1	大原里0490号	旧	京都市左京区大原野村町537番地の1地先 京都市左京区大原野村町548番地先	
		新	京都市左京区大原野村町511番地の2地先 京都市左京区大原野村町511番地の5先	
2	大原里0901号	旧	京都市左京区大原野村町548番地地先 京都市左京区大原野村町552番地の2地先	
		新	京都市左京区大原野村町552番地の2地先 京都市左京区大原野村町552番地の2先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)